

議案第 22 号

第 27 回参議院議員通常選挙の在外選挙人が期日前投票を行う期日前
投票所の決定について

第 27 回参議院議員通常選挙の在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を下
記のとおりとする。

令和 7 年 7 月 2 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

記

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所

清須市役所北館 2 階第 1 会議室及び第 2 会議室（清須市須ヶ口 1 2 3 8 番地）

【提案理由】

在外選挙人の期日前投票所の場所及び期間については、公職選挙法第 49 条の 2
第 2 項による法第 39 条及び第 41 条第 1 項「投票所（当日投票所）」の読み替え規
定により選挙管理委員会が指定した場所に設けるものであり、選挙の期日の公示の
日に併せて告示しなければならないためです。